住民税（市県民税）均等割・所得割が課税されない方　限度額一覧表

均等割・所得割が課税されない（非課税）収入の限度額

①給与収入・年金収入のみの場合

扶養親族等の人数	合計所得金額	給与収入	公的年金収入 65 歳未満	公的年金収入 65 歳以上
扶養なし	415,000 円以下	1,065,000 円以下	1,015,000 円以下	1,515,000 円以下
１人	919,000 円以下	1,569,000 円以下	1,592,000 円以下	2,019,000 円以下
２人	1,234,000 円以下	1,884,000 円以下	2,012,000 円以下	2,334,000 円以下
３人	1,549,000 円以下	2,327,999 円以下	2,432,000 円以下	2,649,000 円以下

※　扶養親族等の数とは、同一生計配偶者と扶養親族、年少扶養親族の人数を合計したものです。

※　年齢は収入を得た年の翌年１月１日時点で判断します。

②本人が障害者、未成年、ひとり親、寡婦（給与収入・年金収入のみの場合）

合計所得金額	給与収入	公的年金収入 65 歳未満	公的年金収入 65 歳以上
1,350,000 円以下	2,043,999 円以下	2,166,667 円以下	2,450,000 円以下

※　年齢は収入を得た年の翌年１月１日時点で判断します。

所得割が課税されない収入の限度額（均等割は課税されます）

給与収入・年金収入のみの場合

扶養親族等の人数	合計所得金額	給与収入	公的年金収入 65 歳未満	公的年金収入 65 歳以上
扶養なし	450,000 円以下	1,100,000 円以下	1,050,000 円以下	1,550,000 円以下
１人	1,120,000 円以下	1,770,000 円以下	1,860,000 円以下	2,220,000 円以下
２人	1,470,000 円以下	2,215,999 円以下	2,326,667 円以下	2,570,000 円以下
３人	1,820,000 円以下	2,715,999 円以下	2,793,334 円以下	2,920,000 円以下

※　扶養親族等の数とは、同一生計配偶者と扶養親族、年少扶養親族の人数を合計したものです。

※　年齢は収入を得た年の翌年１月１日時点で判断します。